

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

令和2年度 第1回代表者会議 次第

日時 令和2年7月25日（土）15:00～1 時間程度

場所 逗子市商工会館 302, 303 号室

- 1 開会 会長挨拶
- 2 紹介 役員、新入会員、会員、部会長、協力団体、市地域担当職員
- 3 議題
 - 1) 地域づくり事業
 - 2) 逗子市審議会・懇話会等の報告
 - 3) 議題に関する質疑
- 4 地域の団体活動
 - 1) 会員団体
 - 2) 協力団体
- 5 地域の情報の発信
 - 1) 行政からのお知らせ
 - 2) 議員からの情報
 - 3) その他（催し物・お祭りなど）
- 6 閉会

次回の代表者会議は

令和2年8月22日（土）15:00～ 逗子市商工会館 302, 303 号室

（役員会は8月14日（金）19:00～ 県営逗子桜山ハイツ集会所）

地域スローガン

「挨拶運動」 おはよう、こんにちは、行ってらっしゃい！

「ごみを減らそう」 生ごみは軽く水切りをして減量する

第1回代表者会議活動報告

逗子市、県との連携

報告	担当者	活動名	活動内容
○	石井伸雄	逗子市池子接收地返還促進市民協議会	5月15日付で第1回役員会を書面開催、令和元年度事業報告、収支決算、令和2年度事業改革案、収支予算案、年間スケジュール案について、賛否を書面回答。
		逗子市安全安心に関する懇話会	
		逗子市地域福祉活動計画懇話会	
○	武藤浩二	都市機能の整った快適なまち推進懇話会	7月17日(金)、第1回懇話会開催。推進プラン策定予定。当会の取組から公共交通の充実、崖崩れ対策、県道渋滞対策を紹介。今後パブコメ予定。別途代表者会議で市からの説明を要望。
		まちづくりネットワーク会議	
		空き店舗・空家の有効活用会議	
○	磯部保和	逗子市総合計画審議会	6月26日(金)、7月20日(月)、進行管理部会開催。8月に予定されている総合計画審議会(親会)にて、事業進捗に関する検討結果を報告予定。
		住民自治協議会連絡会	
○	曾志光子	総合防災訓練・津波避難訓練	逗子市より中止の通知受領。

地域づくり事業及び会員団体との協働活動

報告	団体	活動名	活動内容
○	福祉部会	互いに気遣うまちづくり	各民生委員と情報共有。
○	防災安全部会	防災対応力の向上	7月12日(日)、部会開催、今年度の活動方針確認。一人ひとりの事情に合わせた避難計画準備を推進する。避難所運営委員会と連携して活動する。
○	防災安全部会	崖崩れ注意箇所対策	7月18日(土)、注意箇所の調査依頼表を自治団体会員に発送。
○	環境部会	東逗子駅前ロータリー美化	7月5日(日)、清掃及び花の植えを実施。8名が参加。
○	青少年部会	わんわんパトロール	隊員募集継続中、現在15頭(保護者14名)が登録済み。パトロール活動中。
○	まちづくり部会	公共交通の充実	コロナ対策を踏まえた実証実験準備中。

	まちづくり部会	空き店舗、空き家の有効活用	
	まちづくり部会	東逗子駅前用地活用事業計画への参画	
○	沼間体育会		「体育祭」は中止。
○	桜山体育会		「地区ファミリー運動会」は延期。
	ズシッ沼間地区連合会		
○	沼間小学校PTA		「沼小まつり」は中止。
○	東逗子子ども会連合会		恒例行事は中止。ミニバスケットボールは8月より練習再開。
	逗子杜の郷		
	エコ広場ずし・沼間		
○	東逗子商栄会		「七夕まつり」は中止。「納涼まつり」は開催検討中。
○	避難所運営委員会	避難所運営訓練	7月24日(金)、月例委員会開催予定。議題は、年間活動計画、各班への自治団体配置、新型コロナウイルス感染対策
○	ホテルの里の会	ホテルの里の環境整備	田越川上流においてホテルの観測を実施(5～6月)、結果は代表者会議にて報告予定。
○	ずし子ども0円食堂	食堂の開催	3月に市内4こども食堂、社協、民生委員児童委員、主任児童委員、若宮会と協力して、5小学校に計4回、950個のお弁当を配布。こども食堂は9月を目指して再開検討・準備中。

協力団体の活動

報告	団体	活動名	活動内容
	沼間小学校	学校運営・行事等	
	沼間中学校	学校運営・行事等	
	社会福祉協会	運営・行事等	
	上桜山連絡協議会		
○	東部地域包括支援センター	運営・行事等	支援センターの高齢者(主に65歳以上)へのサービスについて紹介するリーフレット及び「マスクによるいつのまにか熱中症」という冊子を代表者会議で配布予定。

皆さんが住み慣れた逗子市で安心して暮らしていけるように ～東部地域包括支援センターをご利用ください～

お悩みについて

ご相談ください

《こんなときに》

「介護保険を申請したい」

あなたの権利を守ります

《こんなときに》

「将来のお金の管理が心配」

「もしかして振り込め詐欺?！」

ご相談無料

お気軽にどう

ぞ



自立して生活できるよう

支援します

《こんなときに》

「介護予防ってなにをするの」

「ちよつとしたところでもつまずき
やすくなった」

地域のネットワークをつくります

安心・安全な暮らしができるよ
うに、サービスや人のつながり
をつくっていきます。

地域のケアマネジャーへの支援
や連携を行います。

※他の地区については、下記をご覧ください。

担当地区

◎逗子

◎桜山1・2・5丁目(35～37番・葉桜団地の
み)6～9丁目山の根

◎新宿1～3丁目、4丁目1～5番(2番29～
59号を除く)・6番38～42号、5丁目

にお住まいの方は

「逗子市中部地域包括支援センター」

住所 逗子市逗子5-4-33

TEL 046-872-2480

FAX 046-872-2497

担当地区

◎久木

◎小坪

◎新宿4丁目2番29号～59号、
新宿4丁目6番～16番

(新宿4丁目6番38～42号を除く)

にお住まいの方は

「逗子市西部地域包括支援センター」

住所 逗子市新宿4-16-10

TEL 046-876-5451

FAX 046-876-5461

《ご相談窓口》

TEL 046-876-6299

FAX 046-873-1117

E-mail:

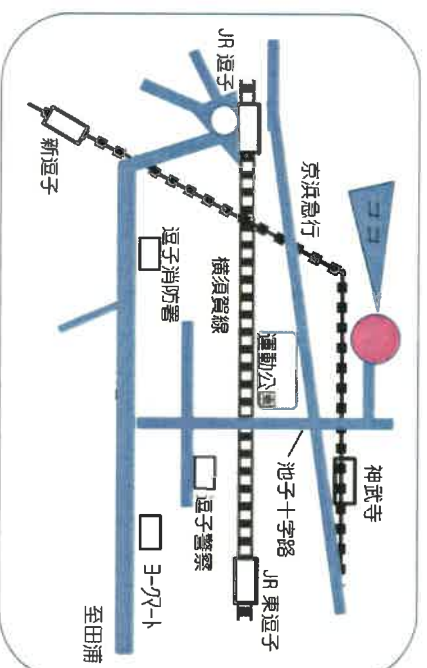
zushitobuhoukatsu@ninus.ocn.ne.jp

メールでのご相談もお受けしています

〒249-0003

逗子市池子字浅敷戸1892-6

逗子市保健センター内1F

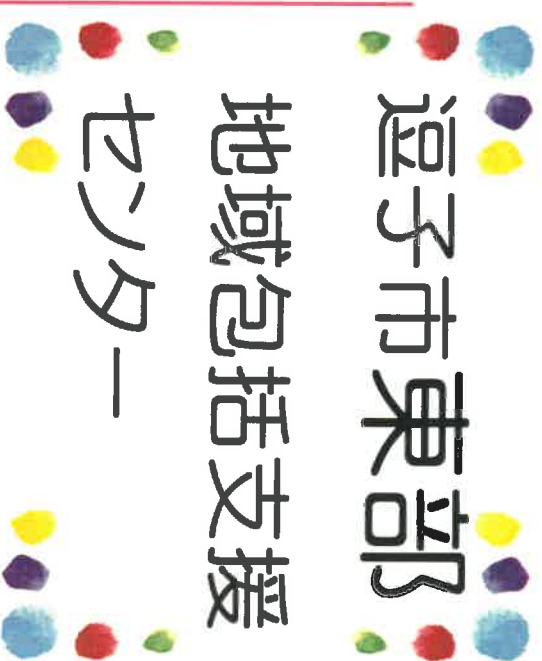


相談受付

月～金曜日 8:30～19:00

土曜日 8:30～12:00

(日祝日及び12月29日～1月3日除く)



地域で暮らす高
齢者みなさんの
相談窓口です。

《担当地区》

桜山3・4・5丁目(葉桜除く)、
沼間・池子全域



外出自粛で暑さに慣れる機会が少ないので、暑い日中を避けて軽く汗をかく機会を作りましょう



**熱中症
予防**

2メートル以上
距離をとりましょう！



喉が渴いた、と感じる前に

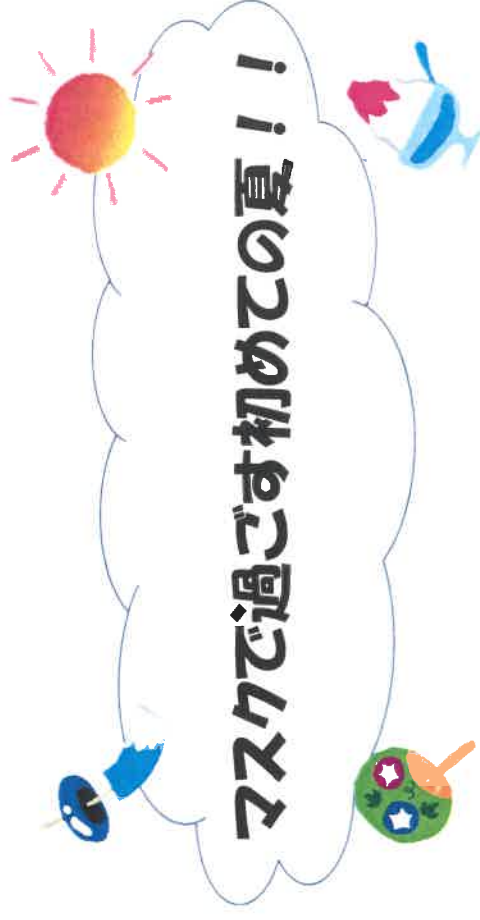
こまめに**水分**を摂りましょう

※尿の色に要注意！色が濃く
なったら**脱水**にないかけかも

発行 逗子市基幹型地域包括支援センター ・ 東部地域包括支援センター
中部地域包括支援センター ・ 西部地域包括支援センター
看護職一同

作成 令和2年6月

参考資料等：環境省・厚生労働省（令和2年5月）「令和2年度の熱中症予防行動」
東京新聞（TOKYO.WEB）令和2年5月19日記事等



マスクで過ごす初めての夏！！

マスクによる
いつものまにか熱中症



注意

マスクをしての初めての夏
こんなことに注意しましょう！！

マスクをしていると、

からだがか**熱**く**な**いやすいので



人と十分な距離がとれるところ
ではマスクを外し深呼吸



マスクを外す時、首から上を
さわる機会が増えます



手洗い・消毒をした後に
片耳の紐を外します

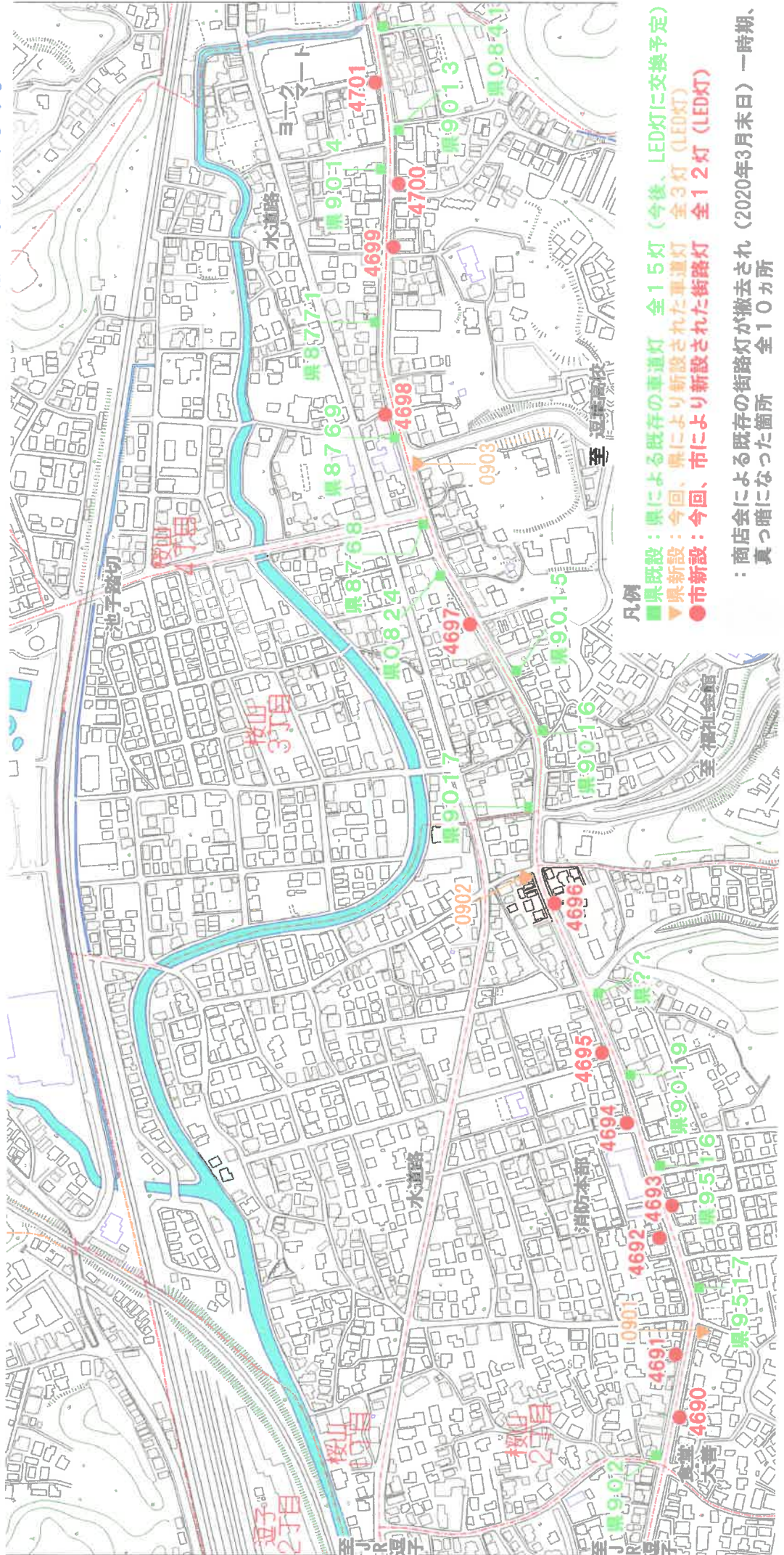


ご署名ありがとうございます！

県道24号線沿い（桜山2～6丁目区間 約1.3km）街路灯が復活

商店会が長年、所有し管理してきた街路灯（69灯）が、今年2020年3月末日、全て消灯しました（灯具・脚と共に順次撤去）。この事態を懸念した2年前の2018年8月、沿道自治会や住民皆さまと共に、街路灯設置に向けた活動を開始。夜間まち歩きをもとに検討と協議を重ね、2019年4月、県と市に要望書（署名1465筆）を提出。公による街路灯設置を求めました。おかげ様で、消灯には遅れましたが今年6月末、要所において新設がかないました（市：12灯、県：3灯）。

市内の幹線道路の照明が無くなる事態に、市民と地域が一丸となり、健全な市街地を維持できたことは誠に喜ばしく、ご協力いただいた皆さまに、心より御礼申し上げます。一方で、復活した灯数は15灯に留まるため、沿道の公共施設や事業者皆さまに、常夜灯として、玄関灯の点灯をお願いしています。今後、当該県道の照度が未だ不足している箇所がありましたら、この秋頃までにご指摘ください。引き続きご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

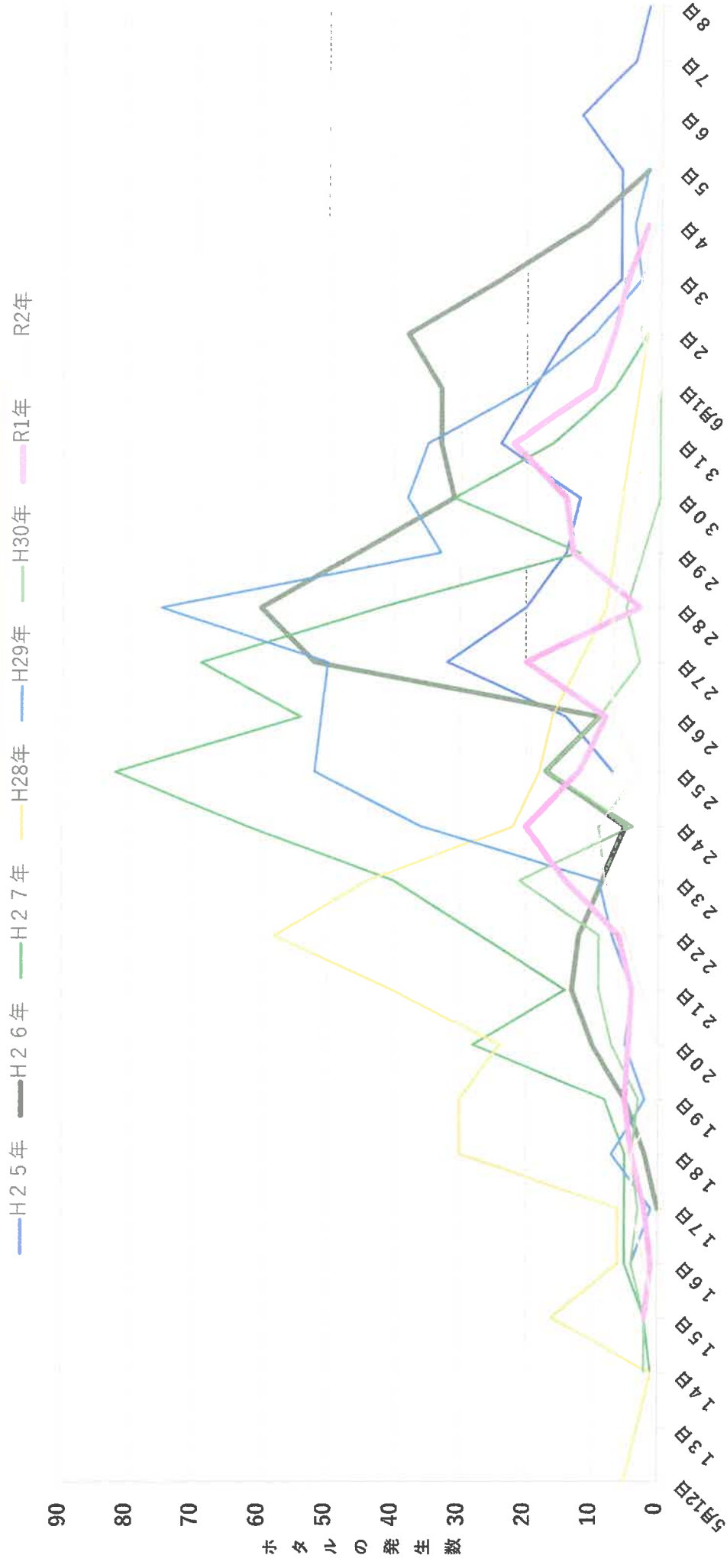


凡例
■県既設：県による既存の車道灯 全15灯（今後、LED灯に交換予定）
▲県新設：今回、県により新設された車道灯 全3灯（LED灯）
●市新設：今回、市により新設された街路灯 全12灯（LED灯）
：商店会による既存の街路灯が撤去され（2020年3月末日）一時期、真っ暗になった箇所 全10ヵ所

ホテル観測場所による年変化（日付を重ねてみました）

場所：馬場橋上之七法勝寺廻廻廻

令和2年 観測：清水（沼間3丁目）



令和2年 観測：清水（沼間3丁目）

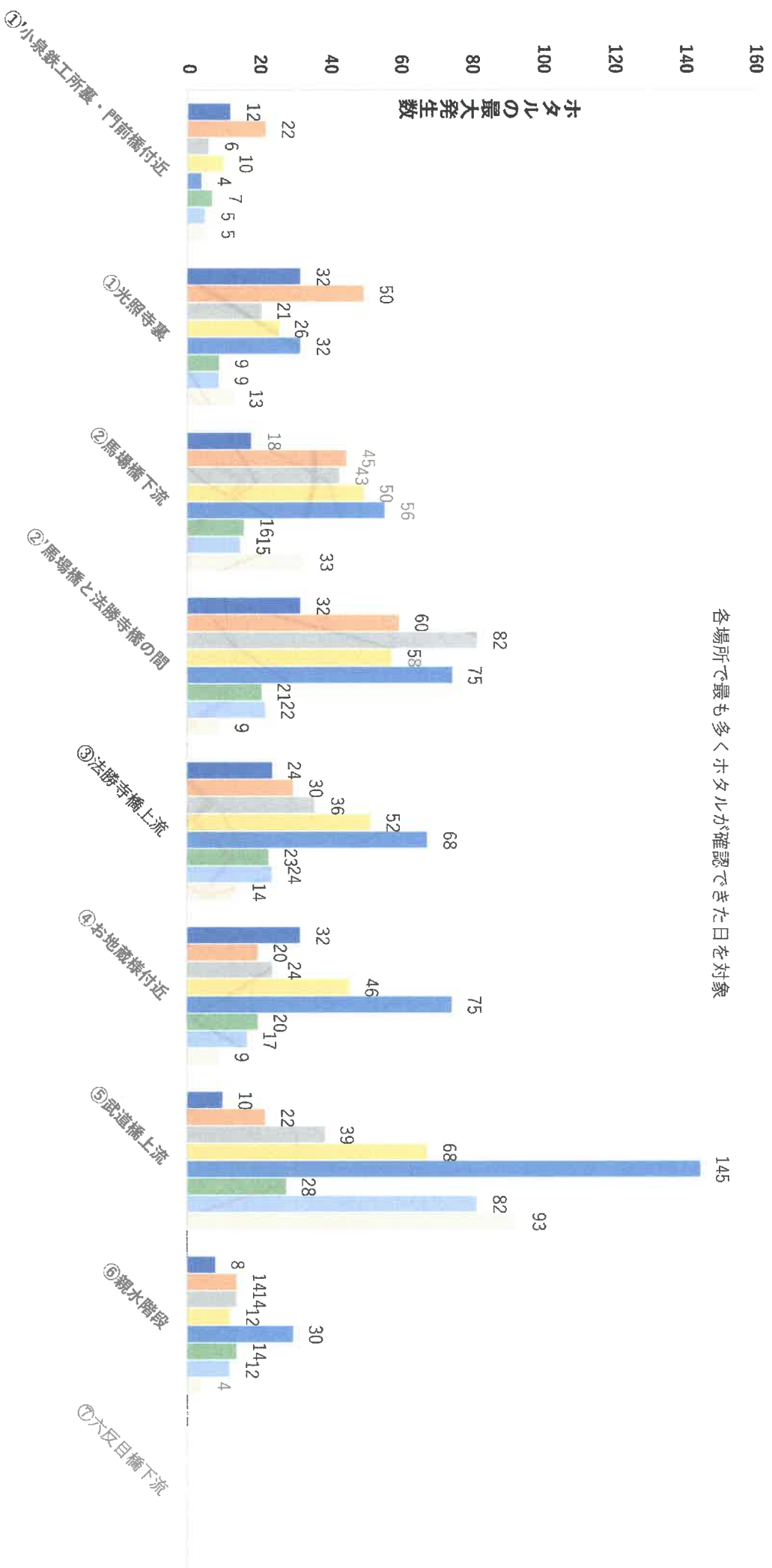
令和2年 観測：清水（沼間3丁目）

■平成25年 ■平成26年 ■平成27年 ■平成28年 ■平成29年 ■平成30年 ■令和元年 ■令和2年

令和元年 令和2年

令和2年

各場所でも多くホテルが確認できた日を対象



2020年7月18日

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

会員ならびに関係者各位

本年度の当会運営に関する資料ならびに第1回代表者会議次第をお送りいたします。

1. 代表者会議における新型コロナウイルス感染対策
2. 代表者会議及び役員会開催予定日
3. 会員及び役員名簿
4. 第1回代表者会議次第
5. 総会でのご意見、ご質問とその回答
6. 崖崩れ注意箇所再調査(会員自治組織のみに配布)

会場の変更: 本年度の代表者会議は新型コロナウイルス感染対策のために、**逗子市商工会館 3 階の 302, 303 号会議室**で行います。

また、会費の徴収は密を避けるために、感染状況が改善されてから行います。

以上

令和2年7月18日

沼間小学校地区地域連合会（住民自治協議会）

代表者会議での新型コロナウイルス感染予防対策

逗子市や県の実施方針などを踏まえ、当会としての対策を以下に説明させていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

1. 主催者が取り組む対策

- ソーシャルディスタンスを確保した座席の配置

逗子市商工会館3階の302, 303号室(定員180名)の会議室に、前後左右に距離を確保して椅子を配置します。

- 会場の換気

会議室は、ドアや窓の開閉により、適宜換気を行います。

- 会議時間の短縮

今までは、事業部会や会員団体等からの活動報告に多くの時間を使っていましたが、今後は会議開催日前に、活動報告をとりまとめたメール等で配布します。目を通していただき、会議にご参加ください。会議では活動に関する質疑や討論を主に行い、必要事項を決定したいと思います。会議時間は1時間を目標とします。

- 資料配布方法の変更

会議資料の配布は、密を避けるために、会議室入室時には行いません。会場に着きましたら、まずご着席なさり、そのまま待機していただきたく思います。資料はあらかじめ席上に置くか、着席後に配布します。

（裏面に続く）

- 出席確認

今までは、会議室入室時に、出席簿にお名前をご記入いただいておりますが、今後は主催者をご出席の確認をいたします。

万一、発症者が確認された場合には保健所等からの指示に基づき、出席者名簿を保健所に提出することがあります。その際には、ご登録済の住所と電話番号を、事務局が保健所に提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご承諾いただけない場合には、会議へのご出席はご遠慮ください。

2. 皆さまにご協力いただきたいこと

- マスク着用

会議中は常時マスクの着用をお願いします。

- 除菌剤による手指消毒

商工会館入館時には備え付けの除菌スプレーをご利用ください。

- 飲み物の準備

ペットボトルのお茶の支給は見合わせます。熱中症予防のために、ご自分でご準備ください。商工会館には飲料の自動販売機もありますので適宜ご利用ください。

- 体調の確認と検温

発熱、体がだるい、嗅覚・味覚の異常、セキといった症状のあるかたは、出席をご遠慮ください。また、参加前にはご自宅での検温をお願いします。検温を忘れた方は、入場前の非接触型体温計での検温にご協力ください。

- ご自身が発症した場合

会議後、発症が確認された方は、下記事務局の連絡先を保健所にお伝えください。

以上

連絡先：磯部保和 〒249-0004 逗子市沼間 3-27-37; 046-872-1968;

recplay@email.plala.or.jp

2020 年 6 月 19 日

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

代表者会議及び役員会開催予定日

本年度の代表者会議及び役員会を、下記のように開催いたします。

回	代表者会議	回	役員会	備 考
		1	6 月 19 日(金)	
1	7 月 25 日(土)	2	7 月 17 日(金)	
2	8 月 22 日(土)	3	8 月 14 日(金)	役員会を第 2 金曜日に開催
3	9 月 26 日(土)	4	9 月 18 日(金)	
4	10 月 24 日(土)	5	10 月 16 日(金)	
5	11 月 28 日(土)	6	11 月 20 日(金)	
6	12 月 26 日(土)	7	12 月 18 日(金)	
7	1 月 23 日(土)	8	1 月 15 日(金)	
8	2 月 27 日(土)	9	2 月 19 日(金)	
9	3 月 27 日(土)	10	3 月 19 日(金)	
10	4 月 24 日(土)	11	4 月 16 日(金)	

代表者会議は毎月第 4 土曜日の午後 3 時から開催します。

新型コロナウイルス感染予防対策として密を避けるため、代表者会議は「逗子市商工会館」3 階の 302、303 号室の会議室で行います。

役員会は原則第 3 金曜日の午後 7 時から開催、それに先立ち午後 6 時より三役役員会を開催します。会場は前年度と同じく逗子桜山ハイツ集会場です。

感染対策の一環として、両会議とも時間を短縮し 1 時間程度で終わるように議事進行したいと思います。

以上

逗子市商工会館

〒249-0004 逗子市沼間 1-5-1 電話 050-3386-1708

ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/zushi/>

駐車場はありますが台数が限られていますので、主催者以外のご参加者の利用はご遠慮ください。また、隣接してヨークマート東逗子店駐車場がありますが、当会参加目的でのご利用はできません。公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)

自治会・町内会・管理組合

	名 称	代表・担当名
1	桜和会	大鳥 義彦
2	桜山4丁目町内会	細川 進
3	五桜会	前田 光治
4	逗子桜山ハイツ自治会	工藤 嘉明
5	桜山番合谷戸自治会	中村 勉
6	沼間一丁目自治会	高橋 正好
7	沼間南台住宅自治会	谷口 美樹
8	マイキャッスル壱番館管理組合	高木 伸一郎
9	マイキャッスル貳番館管理組合	猿田 正見
10	マイキャッスル参番館管理組合	神谷 俊之
11	同	野北 祐弘
12	神武寺谷戸町内会	二村 邦之
13	萩ヶ丘自治会	小澤 芽衣子
14	紅葉台マンション管理組合	小山田 寿弥
15	広地町内会	桐ヶ谷 誠司
16	東逗子海光町内会	尾崎 唯夫
17	沼間三丁目自治会	杉山 建雄
18	逗子アーデンヒル自治会	栗津 英文
19	沼間みどり自治会	桐ヶ谷 利夫
20	逗子グリーンヒル自治会	横山 典正
21	東町内会	橋本 紘一
22	興人東逗子自治会	橋本 栄
23	百合ヶ丘自治会	矢口 利幸

関係団体(会員)

	名 称	代表・担当名
1	沼間体育会	平井 規之
2	桜山体育会	高山 啓市
3	ズシッ沼間地区連合会	小池 巻三
4	沼間小学校PTA	齊藤 慎一郎
5	東逗子子ども会連合会	曾志 実
6	逗子杜の郷	田邊 笑美子
7	けいすいOne'sホームゆるりと	西久保 涼子
8	東逗子商栄会	森谷 仁
9	避難所運営委員会	服部 誠
10	ホテルの里の会	松本 寛
11	ずし子ども0円食堂	草柳 ゆきゑ
12	エコ広場ずし・沼間	吉水 万里子

協力団体・逗子市

	名 称	代表・担当名
1	沼間小学校	小島 恵美子
2	沼間中学校	鈴木 孝久
3	社会福祉協議会	三富 淳
4	上桜山連絡協議会	竹山 米一
5	東部地域包括支援センター	宮崎 千晶
6	逗子市(教育部)	佐藤 多佳子
7	同(福祉部社会福祉課)	大坂 慎介
8	同(市民協働部市民協働課)	松下 亜紀子
9	同(環境都市部都市整備課)	池内 喜郎

注 議決権を有する団体数:34

桜山番合谷戸自治会、マイキャッスル貳番館、参番館管理組合、
興人東逗子自治会は連合会担当者を記載

令和2年度沼間小学校区地域連合会役員

役 職 名	氏 名
会 長	曾志 光子 東逗子子ども会連合会
副 会 長	工藤 嘉明 逗子桜山ハイツ自治会
副 会 長	森谷 仁 東逗子商栄会
事 務 局 長	磯部 保和 逗子アーデンヒル自治会
書 記	江連 信哉 逗子アーデンヒル自治会
会 計	磯部 保和 (兼任)
役 員	石井 伸雄 神武寺谷戸町内会
役 員	高木 伸一郎 マイキャッスル壱番館管理組合
役 員	杉山 建雄 沼間三丁目自治会
役 員	服部 誠 避難所運営委員会
役 員	高橋 正好 沼間一丁目自治会
役 員	武藤 浩二 桜山4丁目町内会
監 事	小清水 房也 東町内会
監 事	城藤 弓恵 マイキャッスル参番館管理組合

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

令和2年度 第1回代表者会議 次第

日時 令和2年7月25日（土）15:00～1時間程度

場所 逗子市商工会館 302, 303 号室

- 1 開会 会長挨拶
- 2 議題
 - 1) 地域づくり事業
 - 2) 逗子市審議会・懇話会等の報告
 - 3) 議題に関する質疑
- 3 地域の団体活動
 - 1) 会員団体
 - 2) 協力団体
- 4 地域の情報の発信
 - 1) 新入会員紹介(エコ広場ずし・沼間、けいすい One's ホームゆるりと)
 - 2) 行政からのお知らせ
 - 3) 議員からの情報
 - 4) その他(催し物・お祭りなど)
- 5 閉会

次回の代表者会議は

令和2年8月22日（土）15:00～ 逗子市商工会館 302, 303 号室

（役員会は8月14日（金）19:00～ 県営逗子桜山ハイツ集会所）

地域スローガン

「挨拶運動」 おはよう、こんにちは、行ってらっしゃい！

「ごみを減らそう」 生ごみは軽く水切りをして減量する

総会でのご意見、ご質問とその回答

会員	ご意見、ご質問等	回 答
A	6. その他ご意見 新型コロナ渦の中、公園等でマスクをしていない人がいると、強い態度で批判する人が居る。また医療従事者への偏見が有るとの話も聞く。非常時だからこそ、差別はしない、許さないという優しさが有る社会であるように、本会からも発信して頂きたい。	その通りと思います。 新型コロナの影響下、当会としてどのような発信・対応等が可能か、検討していきたいと思っています。
B	6. その他ご意見 沼間小学校区以外の住人が、会員になっているが、如何なものか？地元で行って欲しい。	当会の会則では、沼間小学校区内で活動する団体は、会員になる資格があります。
C	1. 第1号議案 令和元年活動報告:反対 昨年8月の運営に「部会の承認」とあるが、組織改変は総会付議事項である。12月の臨時総会で会則改定は否決されており、「部会」は認められない。	(1)経緯:昨年度、当会活動の活発化と地域づくり事業の推進を狙いに、「部会」の導入提案をさせて戴きました。役員会の承認を経て、代表者会議にて数回ご説明をし、昨年8月の代表者会議にてご承認を戴きました。 (2)規約上:「部会」は、会の組織ではなく、事業運営の一形態となっています。「部会」の導入は、第48条に基づき役員会で承認された部会の導入案を、第27条に基づき代表者会議に上程し、第32条に基づき可決承認を戴きました。 ということで、規約上も問題無い状況にあります。 【現会則から】 第27条抜粋:代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。 (1)役員会で審議した事項に関すること。 第32条「代表者会議の議事は、出席した代表者の会議の構成員の過半数の同意をもって決し、過半同数のときは、議長の決するところによる。 第48条抜粋:この会則に定めるものの他、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。
	3. 第3号議案 役員人事:反対 臨時総会の結果、とその議論を踏まえると、この機会に役員の改変を試みるべき。特に役員トップについて、謙虚な姿勢を望む。	現会則では、第17条に役員の決定は、総会の審議事項となっています。今総会において、第3号議案に上程した現役員は、全員ご承認を戴きました。
	4. 第4号議案令和2年度活動計画(案):賛成 第1号議案と第3号議案への意見について、役員会及び代表者会議に諮って欲しい。	戴きましたご意見については、役員会に諮り、このような回答となりました。

その他のご意見とその回答

団体Dは会員ですが、投票用紙の返送遅れ(5月25日消印)で、無効票となりました。

団体Eは非会員で、投票権はありませんが、ご意見を寄せられました。

団体	ご意見、ご質問等	回 答
D	3. 第3号議案 役員人事:賛成 磯辺さんは逗子市の住民でないとお伺いしました。 役員名簿に名を連ねる方が、もしそうなら大問題です。根拠、経緯なりを説明願いたい。	役員は当会会則第11条2項により、逗子市の住民でない方もなることが可能です また、磯部はずっと逗子市の住民であり、事実誤認です。それから、磯辺ではなく、磯部です。 【会則抜粋】 第11条 2. 役員は会員の中から選任される者、団体の代表者又は会長が構成員の中から推薦した者によって構成される。
	5. 第5号議案令和2年度収支予算(案):反対 本来の活動を考えれば「地域づくり事業経費」にもっと予算を充てるべき。通信費の内、郵送による開催案内はムダな費用。携帯電話、PCの有効活用行なえば、基本通信料はかなりの削減が図れるはず。	各代表者の内、携帯電話番号、メールアドレス等の登録を載いている方々には、既にそれらを利用した連絡をしています。 しかし、それらをお持ちでない方、ご連絡頂けない方が居られ、そういった方々には郵送で連絡しています。 個人情報の守秘には十分注意しており、今後も効率的運営のため、携帯電話番号、メールアドレス等の登録を呼び掛けてまいります。
E	2. 第2号議案 令和元年収支予算 事務費が予算に比べて異常に大きな差異が出ている。 何か特別な事情が発生したのでしょうか？ 税金で賄われているお金が、つじつま合わせのような(事務費での支出)決算は異常とみられてしまうと考えます。 予備費が昨年度と大きく異なっておりますが、安定した会の運営を考える時、配慮が必要ではないでしょうか。 (行政から金額の件で何か通達があった？)	当会の収支・決算に対してご心配頂き、有難うございます。事務費の明細資料も添付致しましたが、予算と決算に差異が発生したのは、備品の購入がかさんだことに依ります。購入した備品は代表者会議で活用しており、ご覧になられたことかと思えます。つじつま合わせのようなことは、一切ありません。 収支詳細及び決算は監事による監査において、異常な点の指摘は一切ありませんでした。収支決算も逗子市に提出し、受理されております。
	その他ご意見 先般、会則の改定は否決されましたが、組織変更(部会制)について、会報・役員からの報告書・連絡書等々で多数記載されております。会則の改定がなされていない以上、現会則に則り、会の運営がなされなくてはなりません。改めて、代表者会議において討議を行う必要があると思います。次回代表者会議において、議題の一つとしてご提案下さい。	当会の会則改定、組織変更に対してご意見を戴きまして、有難うございます。 (1)経緯:昨年度、当会活動の活発化と地域づくり事業の推進を狙いに、「部会」の導入提案をさせて戴きました。役員会の承認を経て、代表者会議にて数回ご説明をし、昨年8月の代表者会議にてご承認を戴きました。 (2)規約上:「部会」は、会の組織ではなく、事業運営の一形態となっています。「部会」の導入は、第48条に基づき役員会で承認された部会の導入案を、第27条に基づき代表者会議に上程し、第32条に基づき可決承認を戴きました。 ということで、規約上も問題無い状況にあります。

